

障がいのある方へ

企業の中で 職業訓練 (就労訓練科)を 受けてみませんか!

訓練終了後、
就職できる
チャンスです



企業の中での職業訓練とは…

企業で働くための実践的な職業能力を身につけたいと考えている障がいのある方を対象に、企業の現場で訓練を受ける制度(受講料無料)です。
訓練終了後、就職できるチャンスが広がります。

事業主



■ 訓練のしくみ

- ◎ 実践的な訓練
- ◎ 訓練期間は1～3か月
- ◎ 訓練時間は1か月あたり100時間(最低60時間)
- ◎ 災害時の補償あり

求職者



(対象者) 身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方 ほか

申込み・お問い合わせ

大分高等技術専門学校 ☎ 097-542-3411
佐伯高等技術専門学校 ☎ 0972-22-0767
日田高等技術専門学校 ☎ 0973-22-0789
竹工芸訓練センター ☎ 0977-23-3609

大分県商工労働部雇用労働政策課

訓練の特徴



1 実践的な訓練

企業の現場を活用して、実際の仕事と同様の訓練を行います。

2 コーディネーター等がお手伝い

各高等技術専門校に配置されている障がい者職業訓練コーディネーター等が、訓練生と事業主との事前の調整や訓練内容の指導等を行います。困ったことがある場合は、いつでも相談できます。

3 災害時の補償

訓練中の災害については、県が労働者災害保険に加入するので安心です。ただし、訓練生の故意や過失により事業主の設備に損害が生じた場合は、訓練生が賠償することとなるため、損害保険の加入をお願いしています。

◎訓練生に対しては、事業主から賃金の支給はありません。

※訓練生が雇用保険受給者の場合は、規定の範囲で、ハローワークから失業給付金が支給されます。

※訓練生が雇用保険受給者でない場合でも、受給要件を満たせば、訓練手当又は職業訓練受講給付金を受給できる場合があります。

詳しくは、お近くのハローワークでご確認ください。



この訓練の流れ



上記のあらゆる場面で障がい者職業訓練コーディネーター等がお手伝い